

あらお非農地化推進運動

農委会名：荒尾市農業委員会

1 地域の概要

荒尾市は、熊本県の最北端に位置し、東に小岱山を望み西に有明海が広がり、温暖な気候に恵まれ果樹栽培が盛んである。

小岱山の山間部にみかん栽培、なだらかに広がる丘陵地には梨の栽培が行われている。有明海に注ぎ込む関川、菜切川、浦川の河川沿いの上流部谷間に田畑が点在し、下流部に圃場整備をした水田地帯が広がる。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 14人（うち、認定11人、女性2人）
- (2) 推進委員数 6人（うち、認定5人）
- (3) 事務局体制 5人（うち、専任4人、兼任1人）

3 掲げた目標

管内全農地面積1,711ha全ての農地の利用状況調査及び非農地調査を実施し、非農地判断を行うもの。また、農振農用地内の農地についても農政部局側と打合せの上、非農地化を検討する。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

平成25年度より農業委員会において農地法上の「農地」に該当するか否かを仕分ける取組みを支援する「用途転換促進事業（当時の制度）」を実施し、復元が不可能と見込まれる耕作放棄地について、農業以外の利用を志向する「非農地化」を促進する。市内6地区の内、平成25年度に2地区実施、平成26年度に2地区、平成27年度に3地区、平成28年度以降は毎年、全地区を実施した。

5 取組みの成果

管内全農地1,711ha（17,859筆）に対し、全ての農地の利用状況調査を実施した結果、再生利用が困難な農地51.7ha（691筆）の判定を行い、その全てに非農地通知を発出した。

なお、農業委員会総会で非農地判断された農地について、法務局及び本市固定資産税部局と連携し、所有者から同意が得られた377筆を地方税法の規定に基づき、市が職権で一括して法務局に地目変更の申出を行い、法務局が地目変更登記を行ったものである。



【非農地調査の様子】

6 課題と今後の方針等

令和3年度より法務局及び本市固定資産税部局と協議・連携し、農業委員会が非農地とした土地について、所有者から同意が得られた分を地方税法の規定に基づき、市が職権で一括して法務局に地目の申出を行い、法務局が地目変更登記を行ったものである。

今後、非農地とした土地の地目変更なされていない分について、引き続き法務局及び本市固定資産税部局と協議していく必要がある。

たまな農地利用最適化推進運動

農委会名：玉名市農業委員会

1 地域の概要

本市は熊本県北西部に位置し、南北の距離は約17Km、東西は約14.5Km、地域の面積は152km²である。

有明海、菊池川、小岱山及び金峰山系の山々などの豊かな自然や数多くの歴史的資源に恵まれており、産業面では米をはじめとする野菜、果物などの農産物や海苔・アサリなどの水産物の生産が盛んである。

農業構造については、近隣の市町へ通勤が利便化して兼業が進み、恒常的勤務による安定兼業農家が増加したが、最近一層の兼業の深化によって土地利用型農業を中心とした農業の担い手不足が深刻化し、また施設型農業については、規模拡大が進んでいる。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 19人（うち、認定11人、女性2人）
- (2) 推進委員数 19人（うち、認定10人）
- (3) 事務局体制 9人（専任）

3 掲げた目標

遊休農地の解消面積 3.0ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

昨年は、農業委員・農地利用最適化推進委員・事務局職員で地域ごとに分かれ、連携を図りながら遊休農地の判断を行った。

1号遊休農地と判断した農地は利用意向調査を行い、貸付希望の農地は中間管理機構へ貸付けを行っていく。非農地化については現地を確認し、所有者の状況や意向を確認したうえで非農地化しても支障がでないよう留意して実施した。



【農地利用状況調査】



【非農地判断】

別紙様式①

人・農地プランの実施化に係る地域話し合い活動を令和4年10月から11月において、農業委員・農地利用最適化推進委員が市内各地区の話し合いに参加した。

今回は、令和2年度の実質化の際に行ったアンケートの結果を地図化したものを確認しながら、各地域の現状や課題について意見交換を行い、地域の魅力や将来の農業の在り方について話し合いを行った。



【各地区の話し合いの様子】

5 取り組みの成果

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携・協力し、農地の利用状況や担い手の状況など各委員が情報共有を行い、現地確認を行った。農地の利用状況調査後、1号遊休農地の所有者に利用意向調査を実施し、貸付けを希望する意向があった農地は中間管理機構へ貸付けを行う。

1号遊休農地の231筆（233, 531㎡）に利用意向調査を行い、138筆（99, 476㎡）の回答があり、うち78筆（60, 124㎡）が農地中間管理機構の制度を利用したいとの意向であった。

再生利用が困難な農地の188筆（134, 002㎡）のうち102筆（69, 279㎡）に非農地通知を発送した。

6 課題と今後の方針等

現状としては、農業者の高齢化や担い手不足による荒廃農地が増加している。

今後は、再生が見込まれない農地については非農地化等、新たな土地の活用方法を検討していく必要がある。今後は、今まで以上に地域の声を聞き、農業委員と農地利用最適化推進委員の連携を密にして農地の有効利用に資する活動を展開していきたい。

ぎよくとう農地利用最適化推進運動

農委会名：玉東町農業委員会

1 地域の概要

本町は、熊本県の北部、玉名郡の南東部に位置し、東は熊本市、北は山鹿市、玉名市及び和水町、西は玉名市、南は熊本市及び玉名市に接している。

周囲を山に囲まれて中央が盆地となっており、中央部から北西に向かって木葉川が流れ、菊池川に合流している。田畑、山林の割合が多く、産業は農業が主体で、町南部は、隣接する熊本市及び玉名市とともに金峰山麓オレンジベルトを形成するみかんの中核的生産地で、他にも、ナシ、スイカ、ハニーローザなどの生産も盛んである。

しかし、農業従事者の高齢化、担い手不足などで遊休農地が進み、有害鳥獣の被害や農地集積等、農地の有効活用ができてない。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人(うち、認定7人、うち、女性2人)
- (2) 推進委員数 10人(うち、認定4人)
- (3) 事務局体制 2人(うち、専任1人、兼任1人)

3 掲げた目標

生産者の高齢化や後継者不足により、営農が行われなくなり、農地が荒廃し、原野、山林化している状況が拡大してきている。

そのような中、各委員が自主的に活動し荒廃農地の解消に努めるとともに、農地として復元が不可能な場合は非農地化を実施する。

4 目標達成に向けた取組み(運動)内容

非農地化については、現地確認を行い、所有者の状況や意向を確認したうえで、非農地化しても支障が出ないように留意して実施している。

5 取り組みの成果

農業委員と農地利用最適化推進委員が連携して、合同会議を催し全体及び担当地区の協議で、荒廃農地の状況などの各委員が意見を出し合い情報共有を行ったうえで、農地確認の実施を行っている。

非農地化の取組については、毎年行っており、今後も継続していく予定。

(別紙様式①)



【現地確認の様子】

6 課題と今後の方針等

農業委員及び農地利用最適化推進委員と連携を図りながら遊休農地の判断を行った。現状としては、農業者の高齢化と新規就農者の減少による遊休農地が増加している。

今後は、遊休農地の発生防止やその解消、また、担い手への農地の集積を推進していくため、互いに連携を図りながら、農地利用の最適化の推進に努めていく。

なごみ農地利用最適化推進運動

農委会名：和水町農業委員会

1 地域の概要

和水町は、熊本県の北西部にあり、福岡県との県境に位置する。南北約19 Km、東西約9 Km、面積98.75 km²の中山間地帯である。

山間部では、みかん、ブドウ等の経営が行われ、平坦部では、主作物である水稻の外、スイカ、いちご、ナス等の施設園芸が盛んである。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（うち、認定7人、女性2人）
- (2) 推進委員数 17人（うち、認定6人）
- (3) 事務局体制 2人（専任）

3 掲げた目標

遊休農地の解消 2ha

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

発電大手の電源開発（Jパワー）が、和水町の遊休農地1haでバイオマス燃料用のイネ科の多年草「エリアンサス」を試験栽培しており、令和5年3月に初めて収穫した。

火力発電所で石炭などと混燃させ、化石燃料の使用量抑制を図る技術開発の一環として、国が将来性に注目している。

5 取組みの成果（できるだけ数値を用いながら、具体的に）

電源開発の元九州支社長である町民の方が、和水町農業委員会に相談されながら、企業誘致をされ、遊休農地1haの有効活用に繋げることができた。また、同社が栽培を委託する「瑞輝科学生物」が、土地所有者の2者（町民）と管理委託契約を結んだ。



【エリアンサスの植え付け】

6 課題と今後の方針等

令和5年度は、栽培面積を倍以上に増やす計画であり、電源開発の技術開発部としては、「火力発電所での混焼が主な狙いだが、地域の各種ボイラーの代替燃料や、炭化させて土壌改良に用いる道も探りたい。」との意向である。

非農地化の推進

農委会名：南関町農業委員会

1 地域の概要

南関町は、熊本県の北西部に位置する四方を山に囲まれた丘陵台地にあり、稲作を主体とした農業が中心であることから、近年では、ヒノヒカリ主体の米作りが定着し、銘柄の確立を目指している。

また、一部の農家においては施設園芸を導入した複合型の農業が営まれている。

今後土地利用型農業においては、農用地の集積、集約化の促進を図り経営規模の拡大によるコスト低下及び品質向上を図る。また、農業所得の確保を図るため、ナス、いちご、トマト、バラ等施設園芸の拡大に努める。

さらに、土地利用型農業、施設型農業相互間において労働力の提供、農地の貸借等において役割分担を図り、地域複合として農業の発展を目指し、基盤となる優良農地の確保を図り、農業振興地域整備計画に則した秩序ある土地利用を目指す。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 11人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 11人（うち、認定5人、女性1人）
- (3) 事務局体制 2人（うち、専任1人、兼任1人）

3 掲げた目標

非農地化の推進

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

本町の農地台帳面積約2,068haに対し、再生利用が困難と見込まれる農地が約511haとなっており、農業者の高齢化や減少などによる、耕作条件が悪い農地のさらなる荒廃化が懸念されることから、再生利用が困難と見込まれる農地の適正な処理が必要であると考へ非農地化を推進した。



【再生利用が困難な農地】

5 取組みの成果

10筆、10,922㎡の非農地判断を実施。

6 課題と今後の方針等

今後、さらに農業者の高齢化や兼業農家の減少による農地の荒廃化が懸念されるなかで、農地への復元が困難な農地、また農地としての利用の見込みがない農地の非農地化を推進すると同時に、町など他団体と協力し、農業者の育成、担い手への農地の集約・集積、基盤整備などを推進することにより、後世に残すべき農地に対して注力することが必要である。

地域計画の策定に向けて

農委会名：長洲町農業委員会

1 地域の概要

長洲町は有明海に面し、平坦部が主な地形となっており、圃場整備地区、水田地域においては、水稻、小麦、大豆の土地利用型農業が行われている。また、一部の山間地においては、果樹の栽培も行われている。

併せて、ミニトマトや丸トマトの施設園芸作物やなす等露地野菜の栽培も行われている。

2 農業委員会の体制

- (1) 農業委員数 10人（うち、認定6人、女性2人）
- (2) 推進委員数 8人（うち、認定0人、女性0人）
- (3) 事務局体制 3人（うち、専任1人、兼任2人）

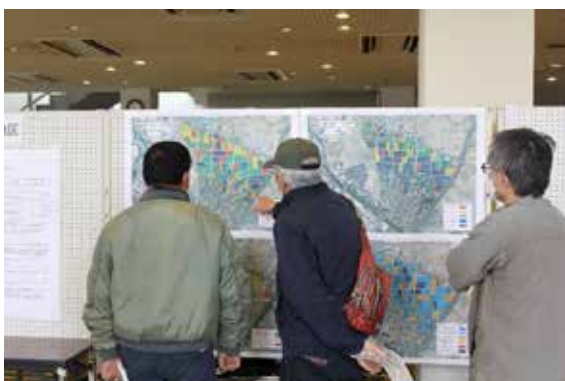
3 掲げた目標

令和3年度に、町内全地区の実質化された人・農地プランの公表までが終わった。

これからは、令和6年度中の地域計画策定のための目標地図（案）作成に向けて、農地所有者と耕作者の意向確認がスムーズに行えるよう、農業委員及び農地利用最適化推進委員のタブレット研修を重点的に行う。

4 目標達成に向けた取組み（運動）の内容

令和4年度については、目標地図（案）の策定のための準備期間と位置づけ、策定した「実質化された人・農地プラン」を風化させないために、「人・農地プラン展示説明会」を開催し、座談会に参加された方や農地所有者及び耕作者に広く呼びかけ、多数の方にご参加いただいた。



【人・農地プラン展示説明会の様子】

5 取組みの成果

- (1) 「人・農地プラン展示説明会」参加者 48人
- (2) タブレット研修開催回数 2回

6 課題と今後の方針等

目標地図（案）の作成を図るため、出し手と受け手の意向把握を重点的に図る必要がある。国から配布されたタブレットを活用するための研修や操作説明会等を開催し、委員の活動の拡大を図る。